

## 当院の施設基準・院内掲示情報について

### 当院の施設基準

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。施設基準は、厚生労働大臣が定めた医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面などの基準で、一部の保険診療報酬の算定要件として定められています。当院は、基本診療料・特掲診療料に係る施設基準として下記を近畿厚生局へ届出しています。

※令和 8 年 6 月 1 日 現在

### 基本診療料

- ・（外来感染）外来感染対策向上加算
- ・（外医 DX2）電子的診療情報連携体制整備加算
- ・（時間外 3）時間外対応体制加算 3

### 特掲診療料

- ・（支援診 3）在宅療養支援診療所 3
- ・（短手 1）短期滞在手術等基本料 1
- ・（がん疼）がん性疼痛緩和指導管理料
- ・（在診実 2）在宅療養実績加算 2
- ・（在持充）持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算
- ・（在医総管 1）在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・（在総）在宅がん医療総合診療料
- ・（酸単）酸素の購入価格の届出
- ・（外在ベ I）外来・在宅ベースアップ評価料（I）

### 施設基準に関わるお知らせ

当院の施設基準・加算に関するお知らせ（掲示情報）です。

### 外来感染対策向上加算

当院では、患者様やご家族、当院の職員、来客者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでいます。

院内感染対策に係る体制を整え、日々業務にあたっています。また、職員教育、抗菌薬の適正使用、感染対策連携も行っています。

### 電子的診療情報連携体制整備加算

「外医 DX2」は、令和 8 年度（2026 年度）の診療報酬改定で新設された電子的診療情報連携体制整備加算 2 の略称（略称名：外医 DX2）です。オンライン資格確認や電子処方箋、電子カルテ情報共有サービスなどを活用し、医療機関の間で電子的につなぐ医療 DX 体制を評価するものです。

当院では、当院では、電子的診療情報連携体制整備加算 2 に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。施設基準に係る届出のため、下記の条件を満たしています。

- ① オンライン請求を行っている、オンライン資格確認を行う体制を有している

- ② 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細書  
を無償で交付している
- ③ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を有してい  
る
- ④ マイナンバーカード保険証利用率（30%以上）
- ⑤ マイナンバーカードの利用についてお声掛けやポスター掲示など啓蒙活動を行ってい  
る
- ⑥ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者様からの健康管理に関わる相談に応じ、十  
分な情報を取得し活用して診療を行うことについて当医療機関の見やすい場所およびウェ  
ブサイト等に掲載している
- ⑦ 電子処方箋を発行する体制または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制  
を有している

### **時間外対応体制加算 3**

当院では、「時間外対応体制加算 3」を算定しています。標榜時間外の夜間に電話等による  
問い合わせに対し、自院で折り返し（コールバック）や適切な案内ができる仕組みを維持し  
ています。地域医療・患者様のため、時間外対応も含めてより一層医療の質を向上させ、サ  
ービスも充実させています。

### **短期滞在手術等基本料 1**

日帰り手術や検査などを効率的に行い、包括して評価する仕組みです。当院では、大腸ポリ  
ープ切除術を受けた方に対し、短期滞在手術等基本料の算定をいたします。これは大腸ポリ  
ープ切除術などの日帰り手術に関して、適正な施設基準を満たしている場合に限り算定で  
きます。施設認定には、人員の十分な配置・施設や医療設備の充実度・緊急時の対応などの  
基準があります。

### **がん性疼痛緩和指導管理料**

当院には、緩和ケア研修会や指導者研修会を修了した、緩和ケアに係る研修を受けた医師が  
配置されています。

### **ベースアップ評価料について**

当院では、質の高い医療を持続的に提供するため、医療現場で働くスタッフの処遇改善（賃  
上げ）に積極的に取り組んでいます。本加算は、国の定める診療報酬制度に基づき、看護職  
員をはじめとした医療従事者の賃金改善を目的として設けられたものです。患者様のご負  
担が一部増加いたしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### **その他**

#### **一般名処方加算**

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤  
の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合が  
あります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに

必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点は当院職員までご相談ください。

令和 6 年 10 月より、医療上の必要性があると認められない場合に、患者さんの希望を踏まえ長期収載品を処方等した場合は、後発医薬品との差額の一部が選定療費として、患者さんの自己負担となります。選定療費は、保険給付ではないため消費税が別途かかります。一般名で処方した場合は、一般名処方加算が処方箋の交付 1 回につきそれぞれ算定されます。

【一般名処方加算 1】 後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般処方されている場合

【一般名処方加算 2】 後発医薬品が存在する先発品のうち 1 品目でも一般処方された場合

※一般名処方とは お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

### **生活習慣病管理料・特定疾患療養管理料**

当院では、患者様の状態に応じて医師の判断の下、28 日以上 of 長期処方を行うこと、またはリフィル処方せんの発行することについて対応しています。長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者さんの病状に応じて、医師が判断いたします。

### **長期収載品の処方等または調剤に関する事項（選定療費）**

後発医薬品があるにもかかわらず、患者様の希望により先発医薬品（長期収載品）を処方または調剤する場合には、選定療費として特別の料金（価格差の 2 分の 1 に相当する額）をご負担いただくことがございます。

### **明細書の発行について**

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる 明細書を無料で発行しています。公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口でお申し出下さい。